

川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ【第3弾】」 加盟店舗募集要項



川越市プレミアム付電子商品券事務局
(川越商工会議所内)


物価高騰の影響を受けた市内商店、飲食店等における販売促進を図るとともに、市民の消費生活を支え、地域の消費を喚起し、市内経済の活力回復に資するため、プレミアム付電子商品券を発行します。

<電子商品券の概要>

1. 商品券名称	川越市プレミアム付電子商品券「小江戸ペイ【第3弾】」																											
2. 発行団体	川越市																											
3. 事務局	川越商工会議所																											
4. 商品券使用期間	令和8年5月26日(火)～令和8年10月31日(土)																											
5. 発行総額	12万口・15億6千万円(うちプレミアム分3億6千万円) 〈内訳〉 ・スマートフォン型電子商品券 75,000口 ・QRカード型電子商品券 45,000口																											
6. 販売単位・券種内訳	◇販売単位 1口 ◇販売額 10,000円 ◇商品券額面 13,000円(3,000円分のプレミアム) ◇券種内訳(1口当たり) <table border="1" data-bbox="550 1272 1417 1422"> <tr> <td>券種別</td> <td>共通券</td> <td>中小規模店舗専用券</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>10,000円分</td> <td>3,000円分</td> </tr> <tr> <td>利用可能店舗</td> <td>全加盟店舗</td> <td>中小規模店舗(※)のみ</td> </tr> </table> <p>(※) 中小企業基本法で規定する、資本金並びに従業員数が一定以下(下表参照)の中小企業者で、かつ売場面積が1,000㎡未満の店舗。 なお、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」は、中小企業基本法上に規定はないため、同法第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する限り中小企業者として扱います。</p> <table border="1" data-bbox="619 1635 1433 1872"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>		券種別	共通券	中小規模店舗専用券	金額	10,000円分	3,000円分	利用可能店舗	全加盟店舗	中小規模店舗(※)のみ		中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
券種別	共通券	中小規模店舗専用券																										
金額	10,000円分	3,000円分																										
利用可能店舗	全加盟店舗	中小規模店舗(※)のみ																										
	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)																											
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																										
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下																										
②卸売業	1億円以下	100人以下																										
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																										
④小売業	5,000万円以下	50人以下																										
7. 購入可能口数	1人あたり最大3口まで(市内在住者に限る)																											
8. 使用限度額	1回の商品代金・サービス料金の支払いにつき10万円以内																											

<加盟店舗募集概要>

<p>1. 応募資格</p>	<p>市内に事業所（店舗）を有し、下記に該当しない者</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレークラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者</p> <p>(2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者</p> <p>(3) 「6. 利用できない商品」に掲げる取引、商品のみを取り扱う者</p> <p>(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等</p> <p>(5) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき</p> <p>(6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき</p> <p>(7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているとき</p> <p>(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</p>
<p>2. 募集期間</p>	<p>令和8年2月17日（火）～令和8年3月25日（水）</p> <p>※令和8年8月31日（月）まで随時募集しますが、上記期間を過ぎると紙で作成する「加盟店舗一覧」への掲載はできません。</p>
<p>3. 登録料</p>	<p>無料</p>
<p>4. 電子商品券決済方法</p>	<p>今回の商品券の決済方法は下記の通りとなります。</p> <p>①スマートフォン型（利用者読取り方式）<全店舗対応必須></p> <p>※店頭用QRコードは事務局から発送します。</p>  <p>01 現在ご利用のレジで決済額を計算</p> <p>02 店舗QRコードを提示してもらう</p> <p>03 利用者がQRコードを読取り</p> <p>04 利用者が支払額を入力 加盟店舗が支払内容を確認</p> <p>決済完了</p> <p>②QRカード型（加盟店舗読取り方式）<対応は任意></p>  <p>01 現在ご利用のレジで決済額を計算</p> <p>02 加盟店舗が支払額を入力 利用者が支払内容を確認</p> <p>03 利用者が支払用QRコードを表示</p> <p>04 加盟店舗がQRコードを読取り</p> <p>決済完了</p>

	<p>※決済用端末（スマートフォン、タブレット等）は加盟店舗が加盟店舗の負担でご用意ください。端末は、カメラ付きでQRコードを読み取ることができ、インターネットにつながるものをご用意ください。</p> <p>※中小規模店舗に限り、希望者には事務局から端末を無償で貸し出いたします。（台数に限りあり。1店舗につき1台限り）</p> <p>＜ご注意ください＞</p> <p>※スマートフォン型のみの加盟も可能ですが、返金処理や売上確認等のため、原則スマートフォンやタブレットなどの端末1台、もしくはパソコンが必要となります。</p>
5. 申込方法	<p>＜インターネットによる申し込み＞</p> <p>電子商品券事業ウェブサイトの登録フォームよりお申し込みください。</p> <p>電子商品券事業ウェブサイト https://koedopay-2026.jp/ </p> <p>＜電子メールもしくは郵送による申し込み＞</p> <p>申込書に必要事項を記載し、事務局（川越商工会議所内）に提出してください。</p> <p>【電子メール】 shouhinken@kawagoe.or.jp</p> <p>【郵送先】 〒350-8510 川越市仲町1-12 川越商工会議所内 川越市プレミアム付電子商品券事務局あて</p>
6. 利用できない商品	<p>(1) 商品券、プリペイドカードその他換金性が高いものの購入</p> <p>(2) たばこの購入</p> <p>(3) 出資及び債務の弁済</p> <p>(4) 国及び地方公共団体への支払</p> <p>(5) 振込手数料及び公共料金の支払</p> <p>(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業において提供される役務</p> <p>(7) その他、発行者が不適当と認めるもの</p>
7. 換金方法	<p>使用された金額を、下記の日程で加盟店舗が登録した口座に入金します。（換金手数料、振込手数料は無料）</p> <p>※特に加盟店舗で行う作業はありません。</p> <p>○振込は1ヶ月に2回行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月1日から当月15日まで使用分⇒当月末日入金 ・当月16日から当月末日まで使用分⇒翌月10日入金 <p>※入金日は土日祝の際は前営業日に入金</p>

8. 商品券取扱い注意事項	<p>(1) 使用期限を経過した商品券は、使用できません。</p> <p>(2) 商品券の交換、譲渡及び売買はできません。</p> <p>(3) 商品返品の際の現金での返金はできません。</p> <p>(4) 使用限度額（1回の支払いにつき10万円以内）を超えた使用はできません。</p> <p>※その他注意事項は、加盟店舗登録後にお渡しするマニュアルをご参照ください。</p>
9. 問合せ先	<p>川越市プレミアム付電子商品券事業コールセンター</p> <p>フリーダイヤル 0120 - 445611</p> <p>土日祝日を除く 9:00～17:00</p> <p>※令和8年2月17日（火）開設</p> <p>※フリーダイヤル開設前は、下記事務局にお問い合わせください。</p>
10. 申込先	<p>川越市プレミアム付電子商品券事務局（川越商工会議所内）</p> <p>〒350-8510 川越市仲町1-12</p> <p>TEL:049-277-5730 FAX:049-223-3362</p> <p>電子メール shouhinken@kawagoe.or.jp</p> <p>土日祝日を除く 9:00～17:00</p>

「小江戸ペイ」は以下の2種類の電子商品券です。

① スマートフォン型

＜発行数：7万5千口＞



共通券

全加盟店舗で
利用可能

専用券

中小規模加盟店舗
のみで利用可能



スマートフォン
型のお申し込み
はこちら

利用者

QRコードを読み取り



加盟店舗

QRコードを提示



② QRカード型

＜発行数：4万5千口＞

共通券



全加盟店舗で
利用可能

専用券



中小規模加盟店舗
のみで利用可能

※カードのデザインは変更することがあります。

利用者

QRコードを提示



QRコードを利用者のスマホで
読み取ることで、「スマホ型」と
しても利用可能

加盟店舗

QRコードを読み取り

